

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

ただし、退社等が当社の紹介により就職した者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

(1)入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 100%

(2)入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

以上